

○国立大学法人筑波大学債権管理事務取扱細則

平成 18 年 3 月 23 日
法 人 細 則 第 9 号
改正 平成 20 年 法人細則第 4 号
平成 21 年 法人細則第 3 号
平成 21 年 法人細則第 11 号
平成 22 年 法人細則第 2 号
平成 22 年 法人細則第 11 号
平成 24 年 法人細則第 7 号
平成 24 年 法人細則第 20 号
平成 25 年 法人細則第 11 号
平成 25 年 法人細則第 14 号
平成 26 年 法人細則第 10 号
平成 26 年 法人細則第 18 号
平成 27 年 法人細則第 10 号
平成 28 年 法人細則第 14 号
平成 29 年 法人細則第 16 号
平成 30 年 法人細則第 6 号
平成 30 年 法人細則第 8 号
平成 31 年 法人細則第 9 号
平成 31 年 法人細則第 15 号
令和 2 年 法人細則第 13 号
令和 2 年 法人細則第 16 号
令和 3 年 法人細則第 5 号
令和 5 年 法人細則第 6 号
令和 6 年 法人細則第 7 号

国立大学法人筑波大学債権管理事務取扱細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号。以下「財務規程」という。）第23条第2項、第24条第5項、第25条第2項、第31条第2項及び第3項、第98条第2項及び第99条の規定に基づき、並びに債権の管理に関する事務を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 この法人細則は、次に掲げる債権については、適用しない。

- (1) 国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）第2条の規定に基づき法人の財産として管理される債権
- (2) 預金に係る債権
- (3) 預り金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- (4) 寄附金に係る債権

2 本邦に住所又は居所を有しない債務者については、この法人細則を適用することが困難又は不適当である場合には、適用しないことができる。

(他の法人規則との関係)

第3条 債権の管理に関する事務の処理については、他の法人規則に特別の定めがある場合を除くほか、この法人細則の定めるところによる。

(債権管理事務の調整)

第4条 出納命令役は、債権の管理の適正を期するため、分任出納命令役が行う債権の管理に関する事務の処理について、必要な調整を行うものとする。

(収入の発生通知義務者等)

第5条 財務規程第23条第2項に規定する通知義務者及び通知時期は、別表第1のとおりとする。

2 収入の発生通知は、次条第2項各号に掲げる事項について、関係書類を添えて行うものとする。

(債権管理簿への記載等)

第6条 出納命令役又は分任出納命令役（以下「出納命令役等」という。）は、前条に規定する者から通知を受けたときは、遅滞なくその内容を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

2 債権管理簿には、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 収入金額
- (3) 履行期限
- (4) 収入の発生原因
- (5) 収入の発生日
- (6) 収入の種類
- (7) その他必要な事項

3 債権管理簿の保存期間は当該債権消滅後5年とし、保存方法は帳簿によるほか電子媒体によることができる。

(債権管理簿への記載を要しない場合)

第7条 債権管理簿に記載又は記録されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した場合及び収入金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている場合は、債権管理簿への記載又は記録を要しないものとする。

(分納金額の調査決定)

第8条 出納命令役等は、第21条の規定により収入について分割して納付させる特約をしている場合及び契約に基づき分割して納付することとされている場合には、当該特約に基づき納期の到来するごとに当該納期に係る金額について調査決定をしなければならない。

(調査決定の変更等)

第9条 出納命令役等は、前条の調査決定をした後において、当該調査決定をした金額（以下「調査決定済額」という。）につき、調査決定の漏れその他特別の事由により変更しなければならない場合には、直ちにその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。

2 出納命令役等は、納入者が誤って納付義務のない収入金を納付し、又は調査決定済額を超えた金額の収入金を納付した場合には、その納付した金額について調査決定外誤納として調査決定をしなければならない。

(納入の請求)

第10条 出納命令役等は、その所掌に属する債権について履行を請求するため、債務者に対し、次に掲げる日後遅滞なく納入の請求をしなければならない。

- (1) 入学料の免除を申請した者で免除の不許可又は半額免除の許可があったものについては、当該不許可又は許可があった日
- (2) 入学料の徴収猶予を申請（入学料の免除の不許可又は半額免除の許可があった者が申請する場合を除く。）した者で徴収猶予の許可又は不許可があったものについては、当該許可又は不許可があった日
- (3) 授業料については、別表第2に定める日
- (4) 前3号以外の収入金及び返納金については、特別に定めがあるものを除き、当該債務者及び債権金額を確認した日

(履行期限を経過した債権の確認)

第11条 出納命令役は、毎月、履行期限を経過した債権の内容を調査し、当該債権の状況を把握するとともに、半期毎にその状況を学長に報告しなければならない。

(口頭又は適宜な書面により督促することができる場合)

第12条 財務規程第31条第2項に定める口頭又は適宜な書面により督促することができる場合とは、次の場合とする。

- (1) 債務者と面談の上対面により督促を行う場合
- (2) 少額の債権について督促を行う場合
- (3) 授業料及び寄宿料の督促を掲示により行う場合
- (4) その他特別な事情により口頭又は適宜な書面で督促する必要がある場合

(督促の時期)

第13条 督促の時期及び財務規程第31条第3項に規定する督促状の様式は、別表第3のとおりとする。

(強制履行の請求等)

第14条 出納命令役等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が財務規則第52条の規定による督促を行った後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第18条の規定により償却処理する場合又は第21条第1項の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 保証人の保証のある債権については、当該保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、学長に対し、強制執行の手続をとることを求めるここと。
- (3) 前号に該当しない債権（第1号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、学長に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めるここと。

（履行期限の繰上）

第15条 出納命令役等は、その所掌に属する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じた場合には、遅滞なく、納入の請求をしなければならない。ただし、第18条各号のいずれかに該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

（債権の申出）

第16条 出納命令役等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたとき。
- (2) 債務者の財産について競売の開始があったとき。
- (3) 債務者が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 債務者である法人が解散したとき。
- (5) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (6) 第3号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたとき。

（その他の保全措置）

第17条 出納命令役等は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、保証人の保証を求めなければならない。

- 2 出納命令役等は、その所掌に属する債権を保全するため必要がある場合には、学長に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。
- 3 出納命令役等は、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがある場合には、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。ただし、次条第1号及び第2号に該当する場合は、この限りでない。

（債権の償却処理）

第18条 出納命令役等は、次のいずれかに該当する債権がある場合には、その事の経過を明らかにした書類を作成し、学長の承認を得てこれを不良債権として償却処理ができる。ただし、第7号に該当する場合は、学長の承認を要しない。

- (1) 履行期限（履行期限の定めのない債権にあっては、債権管理簿に記載又は記録をした日）後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められる場合ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情

がない場合を除く。)

- イ 債務者の所在が不明又は債務者に支払いの意思がないことが明らかであり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない認められる場合
 - ウ 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合
- (2) 債権管理簿に記載又は記録をした日後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められる場合
- (3) 債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合
- (4) 債務者である法人の清算が結了した場合(当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について第3号から第6号までに掲げる事由がない場合を除く。)
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び法人以外の者の権利の金額の合計額を超えない見込まれる場合
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれた場合
- (7) その他学長が特別の事情があると認める場合

(相殺等)

第19条 出納命令役等は、相殺又は充当することができる法人の債務があることを知ったときは、遅滞なく、その手続をとらなければならない。

(消滅に関する通知)

第20条 通知義務者は、債権の消滅の原因となる事実が生じたときは、遅滞なく出納命令役等に通知しなければならない。

(履行延期の特約をすることができる場合)

第21条 出納命令役等は、その所掌に属する債権について、次のいずれかに該当する場合に限り、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合
 - (3) 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められる場合
 - (5) その他学長が特別の事情があると認める場合
- 2 出納命令役等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合には、既に発生した延滞金(履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。)に係る債権は、徴収すべきものとする。
- 3 出納命令役等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなっているものにつき履行延期の特約をする場合において、特に必要があると認めるときは、当該履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。こ

の場合において、最後に弁済すべき金額に係る履行期限の延長は、最初に弁済すべき金額に係る履行期限の延長期間を超えないものとする。ただし、特に徴収上有利と認められるときは、当該履行期限の延長は、次条に規定する期間の範囲内において、当該期間を超えることができる。

(履行期限を延長する期間)

第22条 出納命令役等は、履行延期の特約をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該履行延期の特約をする日）から5年（前条第1項第1号に該当する場合には、10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約をすることを妨げない。

(履行延期の特約に係る措置)

第23条 出納命令役等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約をする場合には、利息を附するものとする。ただし、第21条第1項第1号に該当する場合、当該債権が第27条第1項第3号及び第4号に規定する債権に該当する場合その他学長がその必要がないと認めた場合には、利息を附さないことができる。

2 前項の利息の率は、年3パーセントとする。

(履行延期の特約に代わる和解)

第24条 出納命令役等は、前3条の規定により履行延期の特約をしようとする場合において、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条の和解によることを相当と認めるときは、学長に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(免除)

第25条 出納命令役等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約（裁判上の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停によってする履行期限の延長で当該履行延期の特約に準ずるもの）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 出納命令役等は、履行延期の特約をした債権につき延納利息（第23条第1項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

3 出納命令役等は、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合で、かつ、徴収上有利であると認められる場合には、学長の承認を得て当該債権金額の一部を免除することができる。

(延滞金)

第26条 出納命令役等は、その所掌に属する債権が納入期限までに納付されない場合には、延滞金として債権残高に対し年3パーセントの割合で計算した金額を納付させなければならない。

(延滞金に関する特例)

第27条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、延滞金を附さないことができる。

- (1) 履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合
- (2) 弁済金額の合計額が当該債権金額に達することとなった場合において、その時までに附される延滞金の額に相当する金額が千円未満である場合
- (3) 授業料、寄宿料及び病院の診療費に係る債権の場合
- (4) 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返納金に係る債権の場合
- (5) その他学長が特別の理由があると認める場合

2 前条により計算した延滞金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てることができる。

(雑則)

第28条 この法人細則に定めるもののほか、附属病院における病院収入の債権管理に関し必要な事項は、附属病院長が別に定める。

附 則

1 この法人細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この法人細則の規定は、当該法人細則の施行の際に国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）附則第4条の規定に基づき旧国立学校設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）をいう。）の定めにより設置されていた筑波大学が定めた筑波大学債権管理事務取扱規程（昭和58年規程第17号）及びこれに基づく定め（以下「旧準用規程等」という。）により管理している債権についても適用する。ただし、この法人細則の施行前に旧準用規程等の規定によって生じた効力を妨げない。

附 則（平20.3.27法人細則4号）

この法人細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.3.12法人細則3号）

この法人細則は、平成21年3月12日から施行する。

附 則（平21.3.31法人細則11号）

この法人細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.1.13法人細則2号）

この法人細則は、平成22年1月13日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学債権管理事務取扱細則の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平22.5.27法人細則11号）

この法人細則は、平成22年5月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学債権管理

事務取扱細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平24. 3. 29法人細則7号）

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 9. 27法人細則20号）

この法人細則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平25. 4. 19法人細則11号）

この法人細則は、平成25年4月19日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学債権管理事務取扱細則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平25. 6. 27法人細則14号）

この法人細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 27法人細則10号）

この法人細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 11. 27法人細則18号）

この法人細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 26法人細則10号）

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24法人細則14号）

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 8. 31法人細則16号）

この法人細則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22法人細則6号）

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 26法人細則8号）

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 28法人細則9号）

この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平31. 4. 26法人細則15号）

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令2. 4. 8法人細則13号）

この法人細則は、令和2年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令2. 10. 22 法人細則16号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3. 3. 18 法人細則5号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 23 法人細則6号）

この法人細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令6. 3. 28 法人細則7号）

この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

収入の発生通知義務者等

収入等 の種類	区分	通知義務者	通知の時期
授業料 収入	学群の学生、総合学域群の学生、大学院の学生、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に関するもの	免除、徴収猶予及び月割分納（以下「免除等」という。）に関するもの以外のもの 免除等に関するもの	教育推進部教育機構支援課長、人文社会エリア支援室長、数理物質エリア支援室長、システム情報エリア支援室長、生命環境エリア支援室長、人間エリア支援室長、体育芸術エリア支援室長、医学医療エリア支援室長、図書館情報エリア支援室長、社会人大学院等支援室長又は総合学域群担当課長 学生部学生生活課長
	理療科教員養成施設の学生及び臨床専攻生並びに附属学校の幼児及び生徒に関するもの		入学、編入学、転入学、再入学、休学、復学、転学、退学及び除籍の許可、決定又は取消しがあったとき。授業料の免除及び徴収猶予の許可又は取消しがあったとき。その他の場合にあっては4月1日
	外国人研究生に関するもの	学生部学生交流課長	
入学料 収入	学群の学生、総合学域群の学生及び大学院の学生に関するもの	学生部学生生活課長	入学料の免除及び徴収猶予の許可又は取消しがあったとき。
	理療科教員養成施設の学生及び臨床専攻生並びに附属学校の幼児及び生徒に関するもの	東京キャンパス事務部企画推進課長	
財産貸付料 収入	職員宿舎貸付料に関するもの	施設部施設マネジメント課長	入居、退去及び転居に係る場合にあってはその承認があったとき。継続入居に係る場合にあっては当該月の初日
		病院総務部整備推進課長	
	寄宿料に関するもの	学生部学生生活課長	入居、退去及び寄宿料の免除に係る場合にあってはその許可、承認又は取消しがあったとき。継続入居に係る場合にあっては当該月の初日
		東京キャンパス事務部企画推進課長	
	上記以外の財産貸付料に関するもの	貸付期間が1月未満のもの	貸付契約又は貸付承認をしたとき。
		上記以外のもの	契約担当役

売 払 収 入	財産の処分によるもの	契約担当役又は分任契約担当役	売払契約をしたとき。
	農場及び演習林の産物の売払いに関するもの		
	刊行物等の売払いに関するもの	学術情報部アカデミックサポート課長	
弁 償 及 違約金	弁償金に関するもの	財務部長	法人の役員又は職員に弁償を命じたとき。
	損害賠償金に関するもの	不法行為による損害の賠償を確認した者	不法行為による損害の賠償を確認したとき。
雑入	学術情報メディアセンター電子計算機の使用料に関するもの	主幹（学術情報メディアセンター担当）	使用料が確定したとき。
	精密検診追跡調査受託費に関するもの	病院総務部医療支援課長	受託料が確定したとき。
	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条に規定する不在者投票に関するもの	病院総務部総務課長	不在者投票に係る経費の支払決定があったとき。
	延滞金に関するもの	出納命令役等	延滞金が確定したとき。
	その他	収入の原因となる事実の発生を知り得る者	事実が発生したとき又は金額が確定したとき。
病 院 収 入（診 療費）	発生に関するもの（審査支払機関への請求並びに陽子線治療センターにおける先進医療及び自由診療に関するものを除く。）	病院総務部医療支援課長	外来患者においては、診療等を行った日、入院患者においては、月ごとに当該月の末日（月の途中に退院する場合は退院日）
	発生に関するもの（陽子線治療センターにおける先進医療及び自由診療に関するもの）	病院総務部総務課長	初回の診療等を行った日
	審査支払機 関への請求 に関するも の	発生に関するもの	診療日の属する月の末日又は再審査の決定があったとき。
		返戻に関するもの	審査支払機関への請求額に変更があったとき。
		減額査定に関するもの	審査支払機関から増減点の連絡を受けたとき。
产 学 連 携 等 研 究 収 入	科学研究費補助金等の間接経費に関するもの	契約担当役	受入れの決定があったとき。
	共同研究に関するもの	契約担当役	共同研究契約、受託研究契約、学術指導契約又は特別共同研究事業契約をしたとき。
	受託研究に関するもの		
	学術指導に関するもの		
	特別共同研究事業に関するもの		

病理解剖、病理組織検査等に関するもの	医学医療エリア支援室長	受託したとき。
遺伝子改変マウスの作製等に関するもの		
民間等共同研究員に関するもの	契約担当役	共同研究契約をしたとき。
受託研究員に関するもの	産学連携部産学連携企画課長	受入れの許可又は決定があったとき。
教育研究機関受託研究員等に関するもの	研究推進部研究企画課長	
外国人受託研究員に関するもの		
理療研修生に関するもの	東京キャンパス事務部企画推進課長	
受託実習生、病院研修生及び研修登録医に関するもの	病院総務部総務課長	
版権・特許権等に関するもの	契約担当役	実施契約をしたとき。
移植用死体腎の摘出に関するもの	病院総務部医療支援課長	摘出があったとき。
その他の受託事業等に関するもの	受託事業等の事実の発生を知り得る者	事実が発生したとき又は金額が確定したとき。
返納金	返納金に関するもの	過誤払いを知ったとき又は返納させる事由が生じたとき。
	契約担当役又は出納命令役等	

別表第2（第10条関係）

授業料に係る納入の請求時期

区分		時期	
入学者、編入学者、転入学者、再入学者及び復学者（高等学校等就学支援金の受給申請予定者を除く。）		入学、編入学、転入学、再入学又は復学の許可があった日	
	第2期	10月1日	
在学生 (高等学校等就学支援金の受給権者を除く。)	免除、徴収猶予又は月割分納の許可及びこれらの許可の取消しがあった者以外の者	第1期	4月1日
		第2期	10月1日
	徴収猶予の許可があった者	徴収猶予期間が満了した日又は徴収猶予理由が消滅した日	
	月割分納の許可があった者	毎月の初日(ただし、7月分及び8月分にあっては6月10日、3月分にあっては2月10日)	
	免除の許可の取消しがあった者	出納命令役が取消通知を受けた日	
徴収猶予又は月割分納の許可の取消しがあった者			
科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び臨床専攻生		入学手続が完了した日又は期間の延長許可があった日	

別表第3（第13条関係）

督促の時期及び督促状の様式

区分	督促回数	方 法	督 促 時 期		督促状の様式
			第1期	第2期	
授業料	第1回	学内掲示による。	6月上旬	12月上旬	別記様式 第1-1号
	第2回	本人（附属学校の児童及び生徒にあっては保護者等）あての文書による。	7月上旬	1月上旬	別記様式 第1-2号
	第3回		9月上旬	3月上旬	別記様式 第1-3号
学生宿舎寄宿料	第1回	本人あての文書による。	退去したとき。		別記様式 第2-1号
	第2回	父母等親族あての文書による。	第1回督促後1月経過後		
		本人あての文書による。	出納命令役が必要と認めるとき		別記様式 第2-2号
上記以外	履行期限経過後（又は督促後）2月を超えない範囲において、出納命令役等が別に定める。				

別記様式第1－1号（別表第3関係）

年　月　日

各位

国立大学法人筑波大学
出納命令役 財務部長

授業料の納入督促について

年度　期分授業料未納者は、　月　日までに指定預金口座へ入金してください。

別記様式第1－2号（別表第3関係）

年　　月　　日

殿

国立大学法人筑波大学
出納命令役 財務部長

授業料の納入督促について

年度　　期分授業料が未だに納入されていませんので、同封の払込書により至急納付してください。

納付されないときは、本学学則による除籍処分該当者となります。

なお、すでに納付されているときは、この督促状と行違いとなったものと思われますので、あしからずご了承下さい。

別記様式第1－3号（別表第3関係）

年　月　日

殿

国立大学法人筑波大学
出納命令役 財務部長

授業料の納入督促について

年度　期分授業料が未納のため、　年　月　日付け、納入の督促をしましたが、未だに納入されていませんので、前回の督促時に同封しました払込書により至急納付してください。

納付されないときは、本学学則による除籍処分該当者となります。

なお、すでに納付されているときは、この督促状と行違いとなったものと思われますので、あしからずご了承下さい。

別記様式第2－1号（別表第3関係）

年　　月　　日

殿

国立大学法人筑波大学
出納命令役 財務部長

寄宿料の納入督促について

年　　月分寄宿料が未だ納入されておりませんので、至急納付してください。

なお、すでに納付されているときは、この督促状と行違いとなったものと思われますので、あしからずご了承ください。

別記様式第2－2号（別表第3関係）

年　月　日

殿

国立大学法人筑波大学
出納命令役 財務部長

寄宿料の納入督促について

年　月分寄宿料が未だ納入されておりませんので、至急納付してください。

納付されないときは、本学規程により退去処分勧告該当者となります。

なお、すでに納付されているときは、この督促状と行違いとなったものと思われますので、あしからずご了承ください。